

I 生活相談課の消費生活相談体制

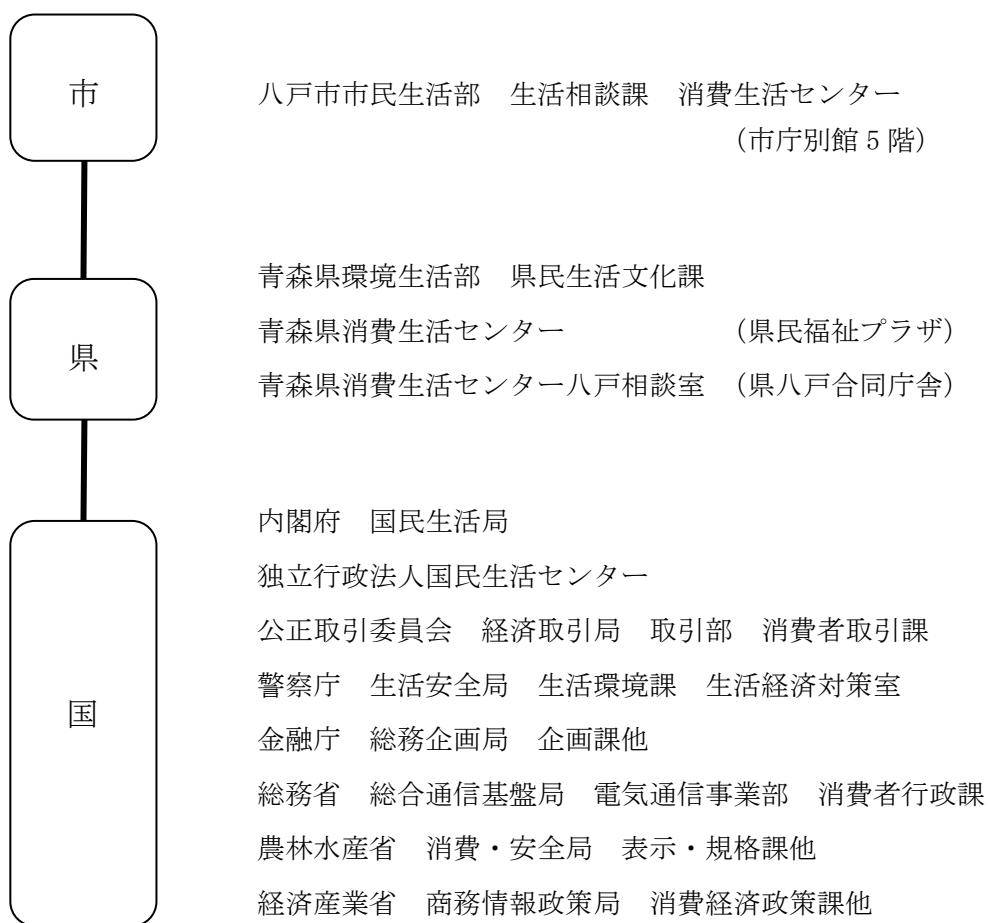
1 生活相談課消費生活センターの役割

消費生活において、事業者と消費者の間の取り引きに関して生じたトラブルは、当事者どうしが直接話し合い解決するのが望ましいことです。

しかし、実際には、お互いの話が平行線のままだうにもならないとか、消費者側が法律的なことが判らないなどの理由であきらめてしまうことが多いと思われます。

生活相談課消費生活センターは、弱い立場にある消費者の利益を守るための相談窓口として、商品やサービスなど消費生活全般に関する相談（苦情、問い合わせ、要望）に対するアドバイスを行っています。

2 消費者行政体制図



3 相談窓口開設場所及び相談日

- (1) 相談場所 八戸市庁別館 5 階生活相談課 消費生活センター
- (2) 相談日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）は除きます）
- (3) 相談時間 午前 8 時 15 分～午後 5 時 15 分

4 相談の範囲

消費生活における事業者と消費者の間に生じた安全・衛生・品質・機能・価格・料金・計量・量

目・表示・広告・販売方法・契約（解約）等に関する相談を受けています。

5 消費生活相談員

消費生活にかかわる相談及び苦情の処理に必要な専門知識を有する消費生活相談員を3名配置しています。

6 相談員の助言、斡旋、他機関紹介

受けた相談に相談員が助言を行います。

相談者が自力で解決することが困難であると判断したときは、相談員が業者等と直接交渉を行います。

受けた相談の解決にあたって、より適切な専門機関等が存在するときは、相談者に紹介します。

多重債務の相談に関して、必要があれば、弁護士、司法書士への誘導を行っております。